

野田市告示 第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のとおり変更した。

その関係図書は、野田市環境部清掃計画課において縦覧に供する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

1 都市計画の種類及び名称

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）

2 都市計画を定める土地の区域

野田市瀬戸上灰毛字笹久保、三ツ堀字笹久保、笹久保下及び笹久保前の各一部の区域